

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第4号

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程（平成8年新潟市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「用地取得計画書」を「別に定める用地取得計画書」に改め、同条第2項中「記載した別記様式第1号による」を「記載する」に改める。

第5条第1項中「別記様式第2号の土地有償譲渡届出書及び別記様式第3号の土地買取希望申出書」を「別に定める土地有償譲渡届出書及び土地買取希望申出書」に、「備え付けて置く」を「備え付ける」に改める。

第6条中「別記様式第4号」を「別に定める様式」に、「別記様式第5号の」を「別に定める」に改める。

第7条中「別記様式第6号の」を「別に定める」に改める。

第8条第3項中「別記様式第7号」を「別に定める様式」に、「別記様式第8号」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「10年」を「5年」に改める。

第11条中「別記様式第9号」を「別に定める様式」に改める。

第12条中「別記様式第10号の」を「別に定める」に改める。

別記様式第1号から別記様式第10号（その2）までを削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。